

## 虐待防止のための指針

## 1 虐待防止に関する基本的考え方

### (1) 趣旨

この指針は、社会福祉法人柏松会が運営する特別養護老人ホーム柏松苑、地域密着型特別養護老人ホーム柏松苑別館穂の香、村田町デイサービスセンター、谷山介護支援センター（以下、施設という）における虐待防止のための体制等について定め、利用者の尊厳の保持及び権利利益の擁護に資することを目的とする。

### (2) 基本的な考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、全職員が虐待の未然防止、早期発見、再発防止に努め、虐待行為に該当する以下の行為のいずれも行わない。

#### ① 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

#### ② 介護・世話の放棄・放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄、または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

#### ③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ④ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または、利用者にわいせつな行為をさせること。

#### ⑤ 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得ること。また、利用者の同意なしに金銭を使用したり、利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 2 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

### (1) 虐待防止委員会の設置

施設内に虐待防止のための虐待防止委員会を設置する。委員会は定期的に年1回開催し、虐待の発生防止、早期発見に加え、虐待が発生した場合等、必要に応じて随時開催し、再発防止等の検討を行う。

### (2) 虐待防止委員会の構成

虐待防止委員会は、以下の職種で構成し、委員長と専任の虐待防止担当者を置くものとする。また、必要に応じ委員を指名する。

#### ① 特別養護老人ホーム柏松苑

- ・ 施設長（委員長）
- ・ 生活相談員（虐待防止担当者）、介護支援専門員
- ・ ケアワーカー主任、ユニットリーダー
- ・ 看護師主任
- ・ 管理栄養士
- ・ 協力医

#### ② 特別養護老人ホーム柏松苑別館穂の香

- ・ 施設長（委員長）
- ・ 生活相談員（虐待防止担当者）
- ・ ケアワーカー主任、ユニットリーダー
- ・ 看護師主任
- ・ 管理栄養士
- ・ 協力医

#### ③ 村田町デイサービスセンター

- ・ 管理者（委員長）
- ・ センター主任
- ・ 生活相談員（虐待防止担当者）
- ・ 看護師
- ・ ケアワーカー

#### ④ 谷山介護支援センター

- ・ 管理者（委員長）
- ・ 主任介護支援専門員（虐待防止担当者）
- ・ 介護支援専門員

### (3) 虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会は定期的及び必要時に随時開催し、以下について協議する。

- ① 虐待防止のための指針、マニュアル等の見直し、更新に関すること。
- ② 虐待防止のための職員研修に関すること。
- ③ 虐待について職員が相談、報告できる体制整備に関すること。
- ④ 虐待の温床となる不適切なケアの改善策に関すること。
- ⑤ 虐待が発生した場合の適切な対応に関すること。

### 3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止に関する知識の普及、啓発を図るため、介護職員その他の従業者に対して、以下の基本指針に基づき研修を行う。

#### ① 研修内容

- ・高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ・高齢者権利擁護事業、成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告の手順
- ・発生した場合の改善策

#### ② 開催頻度

- ・年2回以上及び新規採用時
- ・身体拘束適正化研修と一体的な実施も可とする

#### ③ 開催の記録等

実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

### 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 職員による利用者への虐待を発見した場合、職員は虐待防止担当者または上司に報告する。虐待した者が担当者または上司であった場合は、他の上席者に相談する。

- ② 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や職員からの報告及び相談があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合には、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じて、関係者から事情を確認する。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対し改善を求め、就業規則等に則り、必要な措置を講じる。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口や警察等の外部機関に相談する。
- ⑤ 虐待の内容や発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を策定し、職員に周知する。
- ⑥ 虐待の発生後、再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても事実確認の概要や再発防止策等を併せて市町村に報告する。
- ⑦ 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

## 6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者または家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

## 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、その内容を速やかに苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待者出会った場合は、担当者に相談する。
- ② 苦情相談窓口寄せられた内容については、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- ③ 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- ④ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

## 8 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにする。

## 9 その他虐待防止の推進のために必要な事項

「3」に定める研修のほか、各関係機関により提供される虐待防止に関する研修に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽に努める。

### 附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

この指針は、令和6年4月1日より施行する。